

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る政府買戻し（令和7年産）について

1 買戻し方法

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号。以下「要領」という。）第9「買戻しに係る国内産米穀の買入れ」に規定のとおり、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約により行います。

2 見積合せに参加する者に必要な資格

要領に基づき、政府備蓄米（政府備蓄米の買戻し条件付売渡し契約により政府買入を行うこととする米穀）を買い受けた者とします。

3 買戻し予定数量

21万トン（令和7年産国内産米穀（買戻しの対象とする備蓄米として定める主食用の米穀））とします。

4 申込数量の上限

要領に基づき、政府備蓄米を買い受けた者ごとの契約数量とします。なお、申込数量の上限数量を超えた見積書は無効とします。

5 最小売渡申込数量

本見積合せにおける最小売渡申込数量は100トンとします（ただし、見積合せ参加者の上限数量が100トン未満の場合は、当該上限数量を最小売渡申込数量とします。）。

6 保管状態

令和8年5月1日までに、低温保管ができる倉庫で保管された米穀であること。

7 見積合せ実施日

令和8年9月18日（金）

8 見積書の提出方法

見積書の提出方法は、電子メールとします。

9 売渡申込価格

「売渡申込価格」は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、容器包装代込みの1等玄米60キログラム当たりの円単位の単価とします。

10 成約者の決定方法

買戻し予定数量の範囲内において、予定価格を超えない単価の見積合せ参加者のうち、低価の見積合せ参加者から順次成約者とします。

11 見積合せ結果の通知

見積合せの結果は、見積合せ参加者に通知します。

12 契約書の作成

契約の締結に当たっては、成約者が契約書を作成するものとします。

13 その他

- (1) 再度の見積合せは、原則4回までとします。なお、成約者には、再度の見積合せは実施しません。
- (2) 本資料に記載なき事項は、別途参加資格者にお知らせする「見積合せの実施について」、見積合せ説明書及び見積合せ仕様書によります。

—お問い合わせ先—

農林水産省農産局農産政策部

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

企画課 米穀需給班 : 03-6738-8973 (直通)

貿易業務課 米穀業務班 : 03-6744-1354 (直通)